

平成二十一年二月五日提出
質問第一〇〇〇号

派遣労働者の「派遣切り」の現状等に関する再質問主意書

提出者
山井和則

派遣労働者の「派遣切り」の現状等に関する再質問主意書

派遣労働者の「派遣切り」の現状等に関する質問主意書の答弁について、次のとおり質問する。

- 一 派遣労働者の「派遣切り」の現状等に関する質問主意書の答弁で、質問七に対して、「派遣元事業主から三年を超える期間継続して、労働者派遣の役務の提供を受けてはならないが、派遣元事業主との間で期間の定めのない労働契約が締結されている派遣労働者が、派遣先を変えること等により、三年を超えて製造の業務に従事することは現行制度上可能である」との回答を得たが、そのようなケースは具体的に存在するのか、そのようなケースを厚生労働省は具体的に把握しているのか。把握しているならば、どのような事例か、主なものをお示しいただきたい。

- 二 製造業の派遣において、常用型の派遣労働者は登録型の派遣労働者に比べて、派遣元から解雇されにくいのか否か、それについての実証的な数値的根拠を国は持っているのか。持っているならば、その内容をご説明いただきたい。

- 三 常用型派遣労働者は、派遣先から契約期間途中で中途解約された場合でも、派遣元事業主に雇用され続けられるのか、あるいは、解雇されるのか。お教えいただきたい。

右質問する。